平成２１年（フ）第５１３号
大分市大在北３丁目18番13号ヴィラ・クローネⅡ102
債務者　齋藤　順子（旧姓高崎）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５１４号
大分市大字荏隈39番地ニューシティM201
債務者　吉松　英嗣
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５２０号
大分市大字細1715番地の２
債務者　利根ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５２７号
大分市大字下郡1161番地
債務者　大嶋チエ子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５４５号
大分県由布市湯布院町中川427番地
債務者　立川　和子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目11番26―２号四方田団地
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
福島市大笹生字富内51番地
債務者　松川　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５５７号
川崎市多摩区中野島３丁目31番10号　グリーンハイツフルヤ301
債務者　杉山　恒司
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
長野県松本市梓川梓6762番地１
債務者　佐原　英子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６１号
長野県岡谷市湖畔４丁目３番71号　フォレストグリーンハマＡ101、前住所長野県上田市中央５丁目13番７号
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６９号
長野県岡谷市湊４丁目16番24号、前住所長野県長野市青木島１丁目32番地２―１
債務者　松下智香子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６２号
長野県上伊那郡南箕輪村9705番地１
債務者　北林　　順
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２４９号
徳島県那賀郡那賀町木頭南宇字カミ13番地、旧住所徳島市春日１丁目７番13号
債務者　栗林　康博
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０２号
高知市長浜4012番地１改住３号
債務者　岩松　多美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９４号
高知県香南市野市町西野526番地５
債務者　八尾　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９６号
高知県南国市奈路644番地
債務者　中村　雄司
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１１号
高知市宇津野29番地１　宇津野コーポ206号
債務者　河野　拓実
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１３号
高知市塚ノ原363番地５　ハイツプリシア301号、申立時の住所高知市中秦泉寺101番地11熊野方
債務者　南　　弥生
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係